

NPO活動を「寄附」で応援してみませんか

～認定（特例認定）NPO法人・指定NPO法人制度

NPO法人とは

NPO法に基づき、所轄庁（都道府県・指定都市）の認証を受けて、法人格を取得した法人です。
北海道が所轄するNPO法人数は、平成29年3月末現在1,188法人で、福祉の増進、環境の保全、まちづくりの推進などを目的として掲げ、社会や地域の課題解決に向けて、道内各地でさまざまな活動が行われています。

NPOの活動に参加するには

NPOの活動に共感し、何らかの形でその活動に参加したいとお考えの場合、その参加の方法としては、

- ・その活動に**ボランティア**として参加する
- ・NPOの**会員等**となりその運営に主体的にかかわる
- ・NPOに**寄附**をすることにより、支援という形で活動に参加する

などが挙げられます。

NPOの活動を支援する制度

寄附金は、NPO法人がその活動を行う上で、重要な財源にもなっています。
そこで、その活動を支援するため、NPO法人への寄附を促す次の制度が設けられています。

〈認定（特例認定）NPO法人制度〉

NPO法に基づき、広く市民から支持を得ているなど一定の基準を満たしているNPO法人を所轄庁（都道府県・指定都市）が認定（特例認定）する制度です。

所轄庁から認定（特例認定）を受けたNPO法人を**認定（特例認定）NPO法人**といいます。

〈指定NPO法人制度〉

地方税法の規定に基づき、北海道条例に指定する寄附金を受け入れるNPO法人として、一定の基準を満たしたNPO法人を道が指定する制度です。

また、地方税法の規定に基づき、市町村が条例等により指定する場合があります。

これらの道や市町村から指定を受けたNPO法人を**指定NPO法人**といいます。



認定（特例認定）NPO法人、指定NPO法人に**寄附をすると、
税制上の優遇措置**が受けられます。

あなたが賛同する活動をしているNPO法人を見つけたら応援してあげてください。

個人が認定（特例認定）NPO法人に寄附をすると

寄附金額の最大で約50%が税金から控除されます。

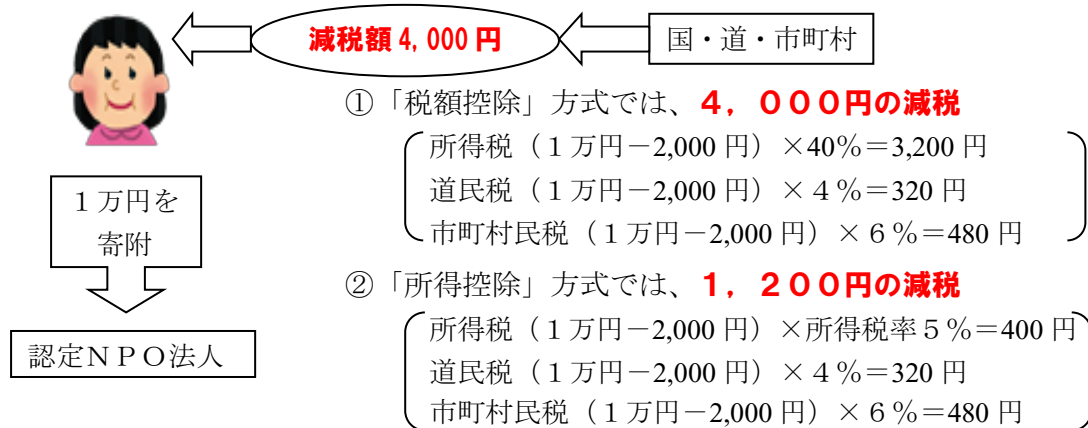
所得税（税額控除または所得控除の有利な方を選ぶことができます。）

- ①税額控除 （寄附金額－2,000円）×40%
- ②所得控除 （寄附金額－2,000円）×所得税率（5%～40%）

個人住民税（個人道民税4%、個人市町村民税6%の税額控除が受けられます。）

- 個人道民税 （寄附金額－2,000円）×4%
- 個人市町村民税 （寄附金額－2,000円）×6%

例）年収300万円、所得税率5%の人が、認定NPO法人に1万円寄附した場合



法人が認定（特例認定）NPO法人に寄附をする

一般寄附金の損金算入限度額に、認定NPO法人等に対する損金算入限度額が加わり、損金算入限度額の枠が拡大されます。

損金算入限度額

=

①一般の寄附金の損金算入限度額
 $(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/4$

+

②認定NPO法人等に対する寄附金に関わる損金算入限度額
 $(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$

例）資本金等が2,000万円、所得金額1,400万円の法人が認定NPO法人に80万円寄附した場合

→①と②合わせて**最大57.5万円まで損金算入可能**

- ①一般の寄附金
 $(2,000 \text{万円} \times 0.25\% + 1,400 \text{万円} \times 2.5\%) \times 1/4 = 10 \text{万円}$
- ②認定NPO法人等に対する寄附金
 $(2,000 \text{万円} \times 0.375\% + 1,400 \text{万円} \times 6.25\%) \times 1/2 = 47.5 \text{万円}$

個人が相続・遺贈により取得した財産を 認定NPO法人に寄附をすると

寄附した財産の価格は、相続税の課税対象から除かれます。

※特例認定NPO法人は適用となりません

指定NPO法人に寄附をすると

寄附金額の最大で10%が税金から控除されます。

①「道の条例」で指定されたNPO法人に寄附をすると、**個人道民税**4%の税額控除が受けられます。

$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 4\%$

②「市町村の条例」で指定されたNPO法人に寄附をすると、**個人市町村民税**6%の税額控除が受けられます。

$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 6\%$

お住まいの市町村が指定NPO法人制度を導入していない場合は、個人市町村民税の税額控除の対象となりませんので、各税務担当窓口にご確認ください。

寄附金税額控除に関する詳細についての問い合わせ先

- ・ 所得税について……………お住まいの地域を所管する税務署
- ・ 道民税について……………札幌道税事務所、各総合振興局・振興局税務課
- ・ 市町村民税について……………お住まいの市町村の税務担当窓口

**注意して
ください
!!**

認定・特例認定法人に寄附をした場合、税金の控除を受けるためには、確定申告が必要です。また、確定申告が不要な方は、お住まいの市町村の税務担当窓口での申告が必要となります。

指定NPO法人に寄附をした場合、個人住民税の寄附金控除を受けるためには、お住まいの市町村の税務担当窓口での申告が必要となります。

すべての申告には、寄附をしたNPO法人が発行する領収書（寄附金受領証明書）等の添付が必要となりますので、紛失しないように大切に保管してください。